

内閣参質二二二第七号

令和八年十月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員奥田ふみよ君提出ガザ地区外への医療搬送を必要とする患者の日本での
受入れに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員奥田ふみよ君提出ガザ地区外への医療搬送を必要とする患者の日本での受入れに関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「公的な医療機関」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和五年十月七日以降、御指摘の「患者」二名を自衛隊中央病院で受け入れた。

二について

一についてで答えした二名については、我が国における治療を終えた後、本人の要望により、許可された在留期間内に出国し、令和八年九月二十七日、ガザ地区に帰還した。

三について

御指摘の「公的な医療機関」及び「より積極的に」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「患者」の受入れについては、国内の医療提供体制の状況等も踏まえ、検討が必要であると考えている。

四について

御指摘の「ジェノサイドが行われている地域」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、治療の目的で我が国を訪れる人々の置かれている状況が様々であるため、一概にお答えすることは困難である。